

議案第10号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第
46号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6級の項職務の内容の欄を次のように改める。

| |
|----------------|
| 課長及び企画監の職務 |
| 教育委員会事務局の課長の職務 |
| 議会事務局の課長の職務 |
| 監査委員事務局長の職務 |

別表第1の5級の項中「議会事務局の事務局長補佐」を「議会事務局の課長
補佐」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。